監査報告第2号 令和6年(2024年)5月7日

札幌市監査委員藤江正祥同愛須一史同高橋克朋同福田浩太郎

令和5年度第3回定期監査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 7 項に基づき、下記の部等を対象として監査を行ったので、同条第 9 項の規定により、その監査の結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

監査の対象、指摘件数等は下記のとおりです。

記

# 1 財務監査等(事務)

			指摘事項の区分							
局名	対象部	収入	支出	財産	行政運営	学校運営	その他	合計	意見 (要望) 事項	遵守
都市局	建築指導部									
東区	市民部		1					1		3
来 区 	保健福祉部	1						1		3
475	市民部		1					1	1	3
白石区	保健福祉部	2						2	1	2
厚別区	市民部		2					2		1
序加区	保健福祉部	1						1		2
手稲区	市民部								1	1
	保健福祉部						1	1		2
5局(区)	9 部	4	4				1	9	3	17

<sup>※ 「</sup>遵守」は基本的遵守事項を表す。

# 2 財務監査等(工事)

			指摘	簡事項の[	区分		意見
局名	対象部	設計	監理	事 務	その他	合計	(要望) 事項
建設局	土木部 (維持担当部)	1	3	1		5	1
病院局	経営管理部		1			1	
2 局	2 部	1	4	1		6	1

# 3 財政援助団体等監査

対象団体名	監査の種別	指摘 事項	意見 (要望) 事項
札幌市交通安全運動推進委員会	財政援助団体	3	1
公益財団法人札幌交響楽団	財政援助団体		
社会福祉法人愛和福祉会	財政援助団体	1	
	財政援助団体		
公益財団法人札幌国際プラザ	出資団体	1	
	公の施設指定管理者		1
公益財団法人札幌市中小企業共済センター	出資団体	2	
凯叶口沙!!伸带兴龙城紫短头上)。	財政援助団体	1	
一般財団法人札幌勤労者職業福祉センター	出資団体	6	2
一般財団法人札幌市環境事業公社	出資団体	3	1
株式会社札幌副都心開発公社	出資団体	1	
公益財団法人札幌市防災協会	出資団体	5	2
9 団体		23	7

# 財政援助団体等監査

# 令和5年度財政援助団体等監査報告書

令和5年度財政援助団体等監査の実施結果について、以下のとおり報告する。 なお、監査の実施に当たっては、札幌市監査委員監査基準(令和2年3月26日監 査委員決定)に準拠した。

# 監査の種別

財政援助団体監査、出資団体監査及び公の施設指定管理者監査

# 監査の対象

監査の種別 対象団体名	財政援助団 体	出資団体	公の施設 指定管理者
札幌市交通安全運動推進委員会	0		
公益財団法人札幌交響楽団	0		
社会福祉法人愛和福祉会	0		
公益財団法人札幌国際プラザ	0	0	0
公益財団法人札幌市中小企業共済センター		0	
一般財団法人札幌勤労者職業福祉センター	0	0	
一般財団法人札幌市環境事業公社		0	
株式会社札幌副都心開発公社		0	
公益財団法人札幌市防災協会		0	

# 監査の着眼点 (評価項目)

上記「監査の対象」の事務におけるリスクのうち、市民等への影響、発生頻度等を考慮し特に重要と考えられるリスクを、監査上の重要リスクとし、対応する監査の着眼点(評価項目)を設定した。

着眼点(評価項目)は、60ページからの別表のとおりである。

# 監査の実施内容

監査の範囲	主として令和4年度における財政援助、直近の決算終了期の事	
血. 且. V	業及び公の施設の管理に係る出納その他の事務	
監査の方法	前記事務を対象として、関係書類の抽出による検査及び関係職	
監査の方法	員からの説明聴取により実施した。	
監査の期間	令和6年1月11日から同年3月28日まで	

### 監査の結果

対象となった事務について、一部の団体を除き、次のとおり指摘すべき事項等が みられた。改善措置を要すると認められた事項については、所管部局において対象 団体に対する適切な指導監督等を行われたい。

# 1 財政援助団体監査

### (1) 資金前渡に関する事務を適正に行うべきもの

【札幌市交通安全運動推進委員会】

資金前渡職員が前渡期間を超えて現金を保有しているものがみられた。 前渡資金の取扱いは特に厳格に行う必要があることから、今後は、財務規程 についての職員の理解を十分に深め、適正な事務の執行に努められたい。

### (2) 助成金交付事務を適正に行うべきもの

【札幌市交通安全運動推進委員会】

当団体は、地域における自主的な交通事故防止活動に取り組む団体に対し助成金を交付しており、年度末に各団体から提出された事業報告書及び収支決算書を審査し助成額の確定を行っているが、以下のとおり不適正な事例がみられた。

ア 当該書類の提出前に交付額を確定していたもの

イ 具体的な活動内容が不明確であるが助成対象経費と判断していたもの

今後は、各団体の活動内容等を十分確認のうえ、適正な事務の執行に努められたい。

### (3) 現金の出納管理を適正に行うべきもの

【札幌市交通安全運動推進委員会】

助成金交付団体から助成金の精算に伴う返納金を現金で受け取った場合に、 財務規程に定める現金出納簿への記載を行わずに入金処理している事例がみら れた。

今後は、同規程についての職員の理解を十分に深め、現金の出納について適 正な事務の執行に努められたい。

# (4) 印刷物の発注方法の見直しについて (意見 (要望) 事項)

【札幌市交通安全運動推進委員会】

啓発冊子の制作において、データの編集・更新業務を印刷業務とは別に発注 しているが、軽微な修正であれば印刷会社へ発注することにより経費節減が可 能となる場合もあることから、発注方法について検討されるよう要望する。

### (5) 補助金の実績報告を適正に行うべきもの

【社会福祉法人愛和福祉会】

保育所に係る時間外保育促進事業費等補助金については、児童の時間外保育の利用時間等に応じて補助金が算定されるが、複数の保育所において時間外保育利用日数を誤って申請している事例がみられた。

補助金の申請に当たっては、チェック体制の強化を図り、その金額に誤りが ないよう適正な事務の執行に努められたい。

# (6) 補助事業に係る契約事務を適正に行うべきもの

【一般財団法人札幌勤労者職業福祉センター】

市の補助金を活用した熱源設備等改修工事に係る契約事務について、以下のとおり不適正な事例がみられた。

ア 予算執行何である起案文書の作成から契約締結までの必要な事務手続を経 ることなく、特命随意契約を締結していたもの

イ 特命随意契約の場合であっても、同種の契約内容に係る契約実績などを参 考に、徴取した参考見積金額の妥当性等を検証する必要があるが、それを行 った証跡を残すことなく契約を締結していたもの

これらは、事前に市担当部局と改修工事実施の協議が整っていたことで、本来行うべき契約事務は不要であると錯誤したことに起因するものであるが、補助事業に係る契約事務は、公正性や透明性が求められることから、適正な手続きを経る必要がある。

今後は、関係規程についての職員の理解を十分に深め、適正な事務の執行に 努められたい。

### 2 出資団体監査

### (1) 備品類の管理等に関する事務を適正に行うべきもの

【公益財団法人札幌国際プラザ】

財務会計規程において、物品出納員及び物品分任出納員は、事務局長の指定

する職員をもって充てること、並びに物品出納員が備品類を管理することが定 められている。

しかしながら、いずれの出納員も指定されておらず、備品類の管理が行われていなかった。

今後は、同規程の内容を十分確認のうえ、適正な事務の執行に努められたい。

# (2) 予算の管理に関する事務を適正に行うべきもの

【公益財団法人札幌市中小企業共済センター】

会計規程において、経費の金額は、事業費及び管理費の大科目の間で相互に 流用できないとされている。

しかしながら、運用の実態は、大科目を区別せずに合算して予算を管理する ことで、結果として流用している状況であった。

今後は、同規程の内容を十分確認のうえ、適正な事務の執行に努められたい。

### (3) 産業廃棄物処理の委託に関する事務を適正に行うべきもの

【公益財団法人札幌市中小企業共済センター、公益財団法人札幌市防災協会、 一般財団法人札幌勤労者職業福祉センター】

産業廃棄物処理の委託に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。

【公益財団法人札幌市中小企業共済センター、公益財団法人札幌市防災協会】 ア 産業廃棄物の収集運搬・処分を委託する際は、契約書を取り交わすことな どが法令等により義務付けられているが、これを行わずに業務委託契約のみ で処理を委託していたもの

### 【以下、一般財団法人札幌勤労者職業福祉センター】

- イ 産業廃棄物処理委託契約書に、産業廃棄物収集運搬及び処分業の許可証の 写しを添付していなかったものや、有効期限の切れた許可証が添付されてい るもの
- ウ 処理料金の値上げに伴う契約改定等の手続きを行っておらず、契約書に記載の処理料金と異なる料金を支払っていたもの

産業廃棄物の処理については、法令等により各事業者がその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することが義務付けられ、併せてその事務処理方法が明確に規定されている。

今後は、産業廃棄物処理の委託に関連する一連の事務処理について、職員の 理解を十分に深めるとともに、組織内でのチェック体制の強化を図り、適正な 事務の執行に努められたい。

# (4) 契約及び履行確認の手続きを適正に行うべきもの

【一般財団法人札幌勤労者職業福祉センター】

随意契約により締結された複数の案件について、事務を進める各段階において、以下のとおり不適正な事例がみられた。

- ア 執行伺がなく、特命随意契約とする根拠等が不明なまま契約が締結されて いたもの
- イ 随意契約することができる金額を上回っているにもかかわらず契約が締結 されていたもの
- ウ 予定価格を定めていないもの
- エ 見積書を徴する際に、相手方に通知をしたか否かの証跡がないもの
- オ 見積合せ自体を行っていないもの
- カ 執行伺の決裁が終了する前に契約が締結されていたもの
- キ しゅん功検査を行ったか否かの証跡がない等、履行確認が不十分なもの

上記イ、エについては、当法人に対する前回(令和元年度)の監査において も、今回と同様の事例があり、改善する旨の回答がなされていたが、現在も改 善されずに、問題ある事務処理が繰り返されていた。

今後は、正しい事務処理手順について職員の理解を十分に深め、適正な事務の執行に努められたい。

### (5) 退職給付引当資産の取扱いを適正に行うべきもの

【一般財団法人札幌勤労者職業福祉センター】

退職給付引当資産については、特定資産取扱要領に定めたうえで、安全かつ 適正な管理運用がなされる必要があるが、それがないまま長期にわたり管理運 用されていた。

今後は、規程の整備を行ったうえで、その会計処理等が適正に行われるよう 努められたい。

### (6) 物品購入等に係る事務手続きを適正に行うべきもの

【一般財団法人札幌勤労者職業福祉センター】

物品購入等に係る執行伺等の書面において、以下のような事例が散見された。 ア 起案者、発注者、検収者が同一であり、相互けん制が働いていることを確 認できないもの

- イ 執行伺様式中、必要事項欄の一部が記載されないまま決裁が行われている もの
- ウ 現金で物品を購入する場合において、様式に現金を扱う者に関する記載欄 がなく、誰が現金を扱うのか確認できない状態で決裁が行われているもの

いずれも、口頭により適切な事務であることを確認したうえで処理している とのことであるが、書面と実態に相違がある状態で決裁や履行確認を行うこと は、決裁等の形骸化を招く危険性がある。

今後は、書類の不備は訂正させるとともに、様式に不足がある場合は必要に 応じて様式の変更を行うなど、書面上と実態に相違が無いよう決裁権者による 確認を徹底し、適正な事務の執行に努められたい。

# (7) 制服貸与に関する事務を適正に行うべきもの

【一般財団法人札幌勤労者職業福祉センター】

制服貸与に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。

ア 制服等貸与要領において、制服を貸与する範囲や品目は別表によるとの定めがあるにもかかわらず、別表を定めておらず根拠が曖昧のまま貸与していたもの

イ 同要領に基づく貸与簿の整備がなされていないもの

今後は、制服貸与事務に関する職員の理解を十分に深めるとともに、必要に 応じ規程を見直すなど、適正な事務の執行に努められたい。

### (8) 理事会における職務執行報告を適正に行うべきもの

【一般財団法人札幌勤労者職業福祉センター、公益財団法人札幌市防災協会】

理事長、専務理事は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び定款に基づき、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならないが、必要な回数の報告がなされていなかった。

今後は、関係法令等について職員の理解を十分に深め、適正に報告を行われたい。

# (9) 分割納品時の支払方法について (意見 (要望) 事項)

【一般財団法人札幌勤労者職業福祉センター】

コスト削減のため一度に大量購入している物品は、保管場所等の理由から都 度の納品としているが、支払いは契約翌月末に一括で行っている。

しかし、このような契約は、契約事業者が倒産するなど不測の事態となった 場合に当法人が不利益を被る可能性がある。

納品数量に応じた支払とした場合のコスト増等のデメリットも考慮し、より 良い方法について検討するよう要望する。

# (10) 事務改善に向けた取組みについて(意見(要望)事項)

【一般財団法人札幌勤労者職業福祉センター】

契約事務をはじめとした事務全般に関して、事務を進める各段階での不適正 及び不適切な処理が散見された。

このような状況に陥った原因としては、法令や規程の理解が不足していたこと、退職等により実務経験が豊富な職員が少なくなったこと、職員数の減少から引継ぎが不十分なまま前例踏襲による事務処理となっていたこと、決裁権者等によるチェック体制が機能していなかったことなどが考えられる。

今後は、問題のある事務処理等が繰り返されないよう、組織や事務処理上の問題を洗い出して課題を明確にし、市所管部局の協力を得るなどして、それらの改善に取り組まれるよう要望する。

# (11) 両替金(つり銭準備金)の取扱いを適正に行うべきもの

【一般財団法人札幌市環境事業公社】

財務会計規程において現金保有を認めているのは、10万円を限度とする小口 現金と現金で受領した手数料のみであるが、それとは別に篠路資源化センター において両替金として50万円の現金を保管及び運用している状況にあった。

両替金については、監査期間中に当法人において規程整備を行うなど、適正 に措置を講じたことが認められたものの、現金を取り扱う以上、常にリスクは 存在するものであり、改めて適正な現金の取扱いに努められたい。

### (12) 見積合せの手続き等を適正に行うべきもの

【一般財団法人札幌市環境事業公社】

剪定枝等処理施設運転業務は、特命随意契約の手続きで契約が行われているが、以下のとおり不適正な事例がみられた。

ア 契約規程では、3回の見積合せを行ってもなお予定価格を上回っていた場合は、見積合せを不調として終了させることになっているが、競争入札と同様にそのまま見積業者と価格交渉できるものと誤認して、価格交渉を進め、 契約を締結していたもの

イ 見積金額が訂正された見積書を受領していたもの

今後は、正しい事務処理手順等について、職員の理解を深め、関係規程を遵守し、適正な事務の執行に努められたい。

# (13) 再委託に係る承認手続きを適正に行うべきもの

【一般財団法人札幌市環境事業公社】

令和4年度チップ工場剪定枝等処理施設プラント設備定期整備作業業務における契約書及びその約款では、再委託を禁止したうえで、その一部の再委託に限り、委託者がやむを得ないと認めた場合に再委託を可とする条項を設けている。

当法人は本件の業務着手時の「施工体系図」に協力会社として明記されていることをもって、再委託先として承認しているが、この書類は使用目的が異なり、そのことをもって再委託の承認を求めた又は認めたとは言い難い。

再委託は原則として禁止すべきものであるから、再委託の申出があった際には、受託者に文書で再委託承認申請書などを提出させたうえで、業務の性質上 やむを得ない場合に限り承認するなど、その手続きを適正に行われたい。

# (14) 営業旅費について (意見 (要望) 事項)

【一般財団法人札幌市環境事業公社】

営業課職員に支給していた市内外勤に係る営業旅費(日当)について、その支給目的が外勤(旅行)に要する諸費用を賄うためであるのか、営業業務に従事することへの対価であるのか判然としなかった。

当該旅費については、監査期間中に当法人において支給目的等を検証し、廃止することを決定しているが、今後も、事務事業全般について常に検証を行い、適切な事務の執行に努められるよう要望する。

# (15) 工事の発注に係る事務を適正に行うべきもの

【株式会社札幌副都心開発公社】

工事の発注に当たり、以下のとおり不適正な事例がみられた。

- ア 契約書を取り交わすべきところ、注文書の交付及び請書の徴取としていた もの
- イ 請書等に、建設業法に定める請負契約書に記載すべき項目が網羅されてお らず、別途当該項目が網羅された基本契約約款等も存在しないもの
- ウ 同法に定める主任技術者について、契約約款で受注者が提出することとされている主任技術者の通知を受理しておらず、配置されていたことの記録が 残されていないもの
- エ 契約約款で、契約締結後に受注者が提出することとされている請負代金内 訳書及び工程表を受理していないもの

今後は、建設業法等についての職員の理解を十分に深めるとともに、チェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。

### (16) 物品購入の手続きを適正に行うべきもの

【公益財団法人札幌市防災協会】

量販店で安価に調達するためとして、物品を小口現金で購入しているが、財務会計規程及び物品購入等に関する事務取扱要領には、物品を小口現金で購入できるとする定めは無い。

小口現金を活用することで、より安価で迅速な物品調達が可能となる一方、 現金の取扱いには管理リスクが伴う。

利便性とリスクを検証し、そのうえで物品を小口現金で購入することを継続するのであれば、適用範囲や手続き等必要な規程を整備し、適正な事務の執行に努められたい。

# (17) 労働基準法を遵守すべきもの

【公益財団法人札幌市防災協会】

法定労働時間(週40時間)を超えて労働をさせた場合は割増賃金を支払わなければならないところ、これがなされていない事例がみられた。

今後は、関係法令について職員の理解を十分に深めるとともに、チェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。

### (18) 評議員会の招集手続きを適正に行うべきもの

【公益財団法人札幌市防災協会】

定款には評議員会の招集通知に関する定めはない。そのため、一般社団法人 及び一般財団法人に関する法律に基づき、評議員会の開催の1週間前までに招 集通知を発する必要があるが、招集までの必要期間を満たしていない事例がみ られた。

今後は、関係法令について職員の理解を十分に深め、適正に招集手続きを行われたい。

### (19) 出張旅費の算定について(意見(要望)事項)

【公益財団法人札幌市防災協会】

旅費規程において、出張旅費の宿泊料は、原則として役職に応じた定額と定めている。この原則に基づき、会議等の主催者が宿泊施設を指定し、その宿泊料が規程上の定額を下回る場合も、定額の宿泊料を支給している。

しかし、旅費は旅行に通常必要とされる費用の支出に充てるために支給する ものであることから、宿泊施設が指定され、かつ宿泊料が明示されている場合 は、当該宿泊料で算定するなど適切に運用されるよう要望する。

# 20) 女性事務職員に対する制服の貸与について(意見(要望)事項)

【公益財団法人札幌市防災協会】

職員の被服に関する取扱要領に基づき、女性事務職員に対し職務執行上の必要性から制服一式を貸与している。

しかし、女性事務職員のみが行う業務は無いとのことから、制服着用が職務 上不可欠とは言い難いと考えられる。

経済性の確保の観点はもとより、女性事務職員に限定することの合理性も含めて、制服貸与のあり方について検討されるよう要望する。

# 3 公の施設指定管理者監査

# (1) 金券類の管理について (意見 (要望) 事項)

【公益財団法人札幌国際プラザ】

札幌留学生交流センター管理業務等仕様書において、「現金等の取扱に関する規定を整備し、運用する」ことや、当該仕様書には「金券類の管理等の適切な取扱」を含むことが定められている。

当法人では、規程は整備されていたものの、具体的な管理方法の定めがなかった。

今後は、新たな規程を整備するなど、管理体制を見直すよう要望する。

# 別表

# 監査の着眼点(評価項目)等

いもの

	監査の着眼点(評価項目)
重要リスク	重要リスク設定理由
【財政援助】 事業の補助金に係る事務が 適正に行われないリスク 《補助金等》 ①札幌市交通安全運動推進 委員会補助金	<ul><li>■不適切な補助金受給があった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。</li></ul>
上記重要リスクに対応しな	

# 札幌市交通安全運動推進委員会

	対応する指摘等の項目
監査のチェックポイント	
■事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した	【指摘事項】
補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。	・資金前渡に関する事務を適正に
■事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が	行うべきもの
上げられているか。また、補助金等が補助対象事業以外に流	・助成金交付事務を適正に行うべ
用されていないか。	きもの
■出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証	・現金の出納管理を適正に行うべ
拠書類の整備、保存は適切か。	きもの
■補助金等に係る収支の会計経理は適切か。	
■精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還	【意見(要望)事項】
金の返還時期等は適切か。	・印刷物の発注方法の見直しにつ
	いて
	_

いもの

	監査の着眼点(評価項目)
重要リスク	重要リスク設定理由
【財政援助】	■不適切な補助金受給があった場合、市民の信頼の低下など、公益
事業の補助金に係る事務が	上の影響度が大きいと考えられるため。
適正に行われないリスク	
《補助金等》	
①札幌交響楽団運営費補助	
金	
②低料金コンサート負担金	
③文化芸術活動再開支援金	
上記重要リスクに対応しな	

# <u>公益財団法人札幌交響楽団</u>

	対応する指摘等の項目
監査のチェックポイント	
<ul> <li>■事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。</li> <li>■事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。</li> <li>■出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。</li> <li>■補助金等に係る収支の会計経理は適切か。</li> <li>■精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。</li> </ul>	

いもの

	監査の着眼点(評価項目)
重要リスク	重要リスク設定理由
【財政援助】	■不適切な補助金受給があった場合、市民の信頼の低下など、公益
事業の補助金に係る事務が	上の影響度が大きいと考えられるため。
適正に行われないリスク	
《補助金等》	
①軽費老人ホーム事務費補	
助金	
②介護サービス事業所等感	
染症対策費補助金	
③社福減免補助金	
④介護保険施設等食材費高	
騰対策特別支援金	
⑤新型コロナ検査補助金	
ほか	
上記重要リスクに対応しな	

社会福祉法人	、愛和福祉会
	/25.1HIBITTY

対応する指摘等の項目
【指摘事項】
・補助金の実績報告を適正に行う
べきもの
_

	監査の着眼点(評価項目)
重要リスク	重要リスク設定理由
【財政援助】	■不適切な補助金受給があった場合、市民の信頼の低下など、公益
事業の補助金に係る事務が	上の影響度が大きいと考えられるため。
適正に行われないリスク	
《補助金等》	
①札幌国際プラザ管理運営	
費補助金	
②国際化推進事業補助金	
③ウクライナ避難民支援事	
業補助金	
④コンベンションビュー	
□−運営費補助金	
⑤コンベンション誘致促進	
助成金	
ほか	
	  ■会計経理及び財産管理事務に不備があった場合、市民の信頼の低
*ロダロ(ボン)  会計経理及び財産管理事務	下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。
が適正に行われないリスク	■現金等の紛失や横領など、重大な事故につながる可能性があるた
の。とは、これがいる。こうべつ	め。
【出資団体】	■物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の
契約事務が適正に行われな	内容などにより異なった手続きを要するなど、誤りを生じさせる可
いリスク	  能性があるため。
	<ul><li>■契約事務が適正に行われない場合、大きな経済的損失につながる</li></ul>
	可能性があるため。
  【指定管理者】	■協定書等に基づいた施設の管理運営が行われていない場合、施設
報告や届出が適正に行われ	□ 励足員等に至ういた他説の旨生建合が11/2/11 CV 13 V 13/3 CV 13/13/11 CV 13 V 13/13/11 CV 13/13/1
ないリスク	報告が市に対してなされていない場合、当該指定管理者の管理運営
ないり入り   《指定管理施設》	が適切であったか否かについて市が検証ができず、改善の指導等が
①札幌留学生交流センター	適切に行えない可能性があるため。
②107ル田丁工文/// ピンター	(アペン・117に、なく、-110に下い なん。 (アペン・117によっ) (アペン・117に) (アペン

Γ	対応する指摘等の項目
監査のチェックポイント	
■事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した	_
補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。	
■事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が	
上げられているか。また、補助金等が補助対象事業以外に流	
用されていないか。	
■出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証	
拠書類の整備、保存は適切か。	
■補助金等に係る収支の会計経理は適切か。	
■精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還	
金の返還時期等は適切か。	
■違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。	【指摘事項】
■現金、金券類の保管及び取扱いは適正か。	・備品類の管理等に関する事務を
■経理事務について、執行機関における管理点検体制が確立	適正に行うべきもの
され、有効に機能しているか。	
■各種の帳簿及び書類は、法令等に定められた様式を使用	
し、各種証拠書類の整理保存等は適正に行われているか。	
■財産台帳は調整され、取得、処分等の異動について正確に	
記録されているか。	
■物品の出納受払いは適正に行われているか。	
■契約の方法及び手続は適正か。	_
■契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備	
されているか。また、これらの内容は適正か。	
■委託した事務事業が適正に履行されたかどうか、成果物そ	
の他実績報告書で確認したか。	
■公の施設の管理に関し、市と交わした協定書等に基づき施	【意見(要望)事項】
設の管理運営が行われているか。協定書等に基づき、管理運	・金券類の管理について
営に関して必要な届出や報告が市に対してなされているか。	

【化学签理学】	■ 伽口唯 1 め処数の未託に接て初処事数については、 会館や処数の
【指定管理者】	┃■物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の
契約事務が適正に行われな	性質などにより異なった手続きを要するなど、誤りが生じる可能性
いリスク	があるため。
	■契約事務が適正に行われない場合、大きな経済的損失につながる
	可能性があるため。
【指定管理者】	■利用料金は市民等から徴収するものであり、不適切な取扱いが
利用料金の取扱事務が適正	あった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考
に行われないリスク	えられるため。
上記重要リスクに対応しな	
いもの	

■契約の方法及び手続は適正か。	<del>-</del>
■契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備	
されているか。また、これらの内容は適正か。	
■委託した事務事業が適正に履行されたかどうか、成果物そ	
の他実績報告書で確認したか。	
■利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場	_
合、利用料金の設定は条例及び協定書等に基づき適正に行わ	
れているか。	
■利用料金の減免理由の判断や決裁手続きが適正に行われて	
いるか。	
■利用料金の未収分を的確に把握し、管理されているか。	
	_

- 68 -- 69 -

	監査の着眼点(評価項目)
重要リスク	重要リスク設定理由
【出資団体】	■会計経理及び財産管理事務に不備があった場合、市民の信頼の低
会計経理及び財産管理事務	下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。
が適正に行われないリスク	■現金等の紛失や横領など、重大な事故につながる可能性があるた
	め。
F.1. \(\frac{1}{2}\)	
【出資団体】	■物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の
契約事務が適正に行われな	内容などにより異なった手続きを要するなど、誤りを生じさせる可
いリスク	能性があるため。
	■契約事務が適正に行われない場合、大きな経済的損失につながる
	可能性があるため。

上記重要リスクに対応しな	
いもの	

- 70 -

# 公益財団法人札幌市中小企業共済センター

	対応する指摘等の項目
監査のチェックポイント	
■違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。	【指摘事項】
■現金、金券類の保管及び取扱いは適正か。	・予算の管理に関する事務を適正
■経理事務について、執行機関における管理点検体制が確立	に行うべきもの
され、有効に機能しているか。	
■各種の帳簿及び書類は、法令等に定められた様式を使用	
し、各種証拠書類の整理保存等は適正に行われているか。	
■財産台帳は調整され、取得、処分等の異動について正確に	
記録されているか。	
■物品の出納受払いは適正に行われているか。	
■契約の方法及び手続は適正か。	【指摘事項】
■契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備	・産業廃棄物処理の委託に関する
されているか。また、これらの内容は適正か。	事務を適正に行うべきもの
■委託した事務事業が適正に履行されたかどうか、成果物そ	
の他実績報告書で確認したか。	
	_

	監査の着眼点(評価項目)
重要リスク	重要リスク設定理由
【財政援助】 事業の補助金に係る事務が 適正に行われないリスク 《補助金等》 ①文化芸術活動再開支援金 ②札幌勤労者職業福祉セン ター改修費補助金 ③札幌勤労者職業福祉セン	<ul><li>■不適切な補助金受給があった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。</li></ul>
ター運営費補助金 ④札幌勤労者職業福祉セン ター事業費貸付金	
【出資団体】 会計経理及び財産管理事務 が適正に行われないリスク	■会計経理及び財産管理事務に不備があった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。 ■現金等の紛失や横領など、重大な事故につながる可能性があるため。
【出資団体】 契約事務が適正に行われな いリスク	■物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の内容などにより異なった手続きを要するなど、誤りを生じさせる可能性があるため。 ■契約事務が適正に行われない場合、大きな経済的損失につながる可能性があるため。
上記重要リスクに対応しな いもの	

	対応する指摘等の項目
監査のチェックポイント	
<ul> <li>■事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。</li> <li>■事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。</li> <li>■出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。</li> <li>■補助金等に係る収支の会計経理は適切か。</li> <li>■精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。</li> </ul>	【指摘事項】 ・補助事業に係る契約事務を適正 に行うべきもの
<ul> <li>■違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。</li> <li>■現金、金券類の保管及び取扱いは適正か。</li> <li>■経理事務について、執行機関における管理点検体制が確立され、有効に機能しているか。</li> <li>■各種の帳簿及び書類は、法令等に定められた様式を使用し、各種証拠書類の整理保存等は適正に行われているか。</li> <li>■財産台帳は調整され、取得、処分等の異動について正確に記録されているか。</li> <li>■物品の出納受払いは適正に行われているか。</li> </ul>	【指摘事項】 ・制服貸与に関する事務を適正に行うべきもの ・退職給付引当資産の取扱いを適正に行うべきもの 【意見(要望)事項】 ・分割納品時の支払方法について ・事務改善に向けた取組みについて
<ul><li>■契約の方法及び手続は適正か。</li><li>■契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。</li><li>■委託した事務事業が適正に履行されたかどうか、成果物その他実績報告書で確認したか。</li></ul>	【指摘事項】 ・契約及び履行確認の手続きを適正に行うべきもの ・物品購入等に係る事務手続きを適正に行うべきもの ・産業廃棄物処理の委託に関する事務を適正に行うべきもの 【意見(要望)事項】 ・事務改善に向けた取組みについて(再掲)

# 【指摘事項】

・理事会における職務執行報告を 適正に行うべきもの

いもの

	監査の着眼点(評価項目)
重要リスク	重要リスク設定理由
【出資団体】	■会計経理及び財産管理事務に不備があった場合、市民の信頼の低
会計経理及び財産管理事務	下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。
が適正に行われないリスク	■現金等の紛失や横領など、重大な事故につながる可能性があるた
	め。
【出資団体】	<ul><li>■物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の</li></ul>
1	
契約事務が適正に行われな	内容などにより異なった手続きを要するなど、誤りを生じさせる可
いリスク	能性があるため。
	■契約事務が適正に行われない場合、大きな経済的損失につながる
	可能性があるため。
	1
上記重要リスクに対応しな	

- 74 -

# 一般財団法人札幌市環境事業公社

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
■違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。	【指摘事項】
■現金、金券類の保管及び取扱いは適正か。	・両替金(つり銭準備金)の取扱
■経理事務について、執行機関における管理点検体制が確立	いを適正に行うべきもの
され、有効に機能しているか。	
■各種の帳簿及び書類は、法令等に定められた様式を使用	
し、各種証拠書類の整理保存等は適正に行われているか。	
■財産台帳は調整され、取得、処分等の異動について正確に	
記録されているか。	
■物品の出納受払いは適正に行われているか。	
■契約の方法及び手続は適正か。	【指摘事項】
■契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備	・見積合せの手続き等を適正に行
されているか。また、これらの内容は適正か。	うべきもの
■委託した事務事業が適正に履行されたかどうか、成果物そ	・再委託に係る承認手続きを適正
の他実績報告書で確認したか。	に行うべきもの
	【意見(要望)事項】
	・営業旅費について

上記重要リスクに対応しな

いもの

	監査の着眼点(評価項目)
重要リスク	重要リスク設定理由
【出資団体】 会計経理及び財産管理事務 が適正に行われないリスク	<ul><li>■会計経理及び財産管理事務に不備があった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。</li><li>■現金等の紛失や横領など、重大な事故につながる可能性があるため。</li></ul>
【出資団体】 契約事務が適正に行われな いリスク	■物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の内容などにより異なった手続きを要するなど、誤りを生じさせる可能性があるため。 ■契約事務が適正に行われない場合、大きな経済的損失につながる可能性があるため。

**- 76 -**

# 株式会社札幌副都心開発公社

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
  ■違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。	
■現金、金券類の保管及び取扱いは適正か。	
│■経理事務について、執行機関における管理点検体制が確立	
され、有効に機能しているか。	
■各種の帳簿及び書類は、法令等に定められた様式を使用	
し、各種証拠書類の整理保存等は適正に行われているか。	
■財産台帳は調整され、取得、処分等の異動について正確に	
記録されているか。	
■物品の出納受払いは適正に行われているか。	
■契約の方法及び手続は適正か。	【指摘事項】
■契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備	・工事の発注に係る事務を適正に
されているか。また、これらの内容は適正か。	行うべきもの
■委託した事務事業が適正に履行されたかどうか、成果物そ	
の他実績報告書で確認したか。	
	_

	監査の着眼点(評価項目)
重要リスク	重要リスク設定理由
【出資団体】	■会計経理及び財産管理事務に不備があった場合、市民の信頼の低
会計経理及び財産管理事務	下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。
が適正に行われないリスク	■現金等の紛失や横領など、重大な事故につながる可能性があるた
	め。
【出資団体】	■物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の
契約事務が適正に行われな	内容などにより異なった手続きを要するなど、誤りを生じさせる可
いリスク	能性があるため。
	■契約事務が適正に行われない場合、大きな経済的損失につながる
	可能性があるため。

- 78 -

# 公益財団法人札幌市防災協会

<u>7</u>	3金别凹运人化恍巾的火肠会
監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
<ul> <li>■違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。</li> <li>■現金、金券類の保管及び取扱いは適正か。</li> <li>■経理事務について、執行機関における管理点検体制が確立され、有効に機能しているか。</li> <li>■各種の帳簿及び書類は、法令等に定められた様式を使用し、各種証拠書類の整理保存等は適正に行われているか。</li> <li>■財産台帳は調整され、取得、処分等の異動について正確に記録されているか。</li> <li>■物品の出納受払いは適正に行われているか。</li> <li>■契約の方法及び手続は適正か。</li> <li>■契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。</li> </ul>	【指摘事項】  ・物品購入の手続きを適正に行う
<ul><li>されているか。また、これらの内容は適正か。</li><li>■委託した事務事業が適正に履行されたかどうか、成果物その他実績報告書で確認したか。</li></ul>	・産業廃棄物処理の委託に関する 事務を適正に行うべきもの 【指摘事項】 ・労働基準法を遵守すべきもの ・理事会における職務執行報告を

# 【指摘事項】 ・労働基準法を遵守すべきもの ・理事会における職務執行報告を 適正に行うべきもの ・評議員会の招集手続きを適正に 行うべきもの 【意見(要望)事項】 ・出張旅費の算定について ・女性事務職員に対する制服の貸

# 参考

### 監査対象団体の概要

# 1 財政援助団体監査

# (1) 札幌市交通安全運動推進委員会

この団体は、交通道徳の向上と交通環境の改善を図るため市民運動を展開し、札幌市を明るく、快適な交通安全都市とすることを目的として、昭和37年に設立されたものである。

札幌市は、この団体が行う事業に係る経費等に対し1億6,524万円の補助 金を交付している。

# 補助金等の内訳

(単位 円)

名	称	金	額	所 管	部 局
札幌市交通安全運動推進委	員会補助金	165, 2	41, 248		文化局 振興部
合	計	165, 2	41, 248		

# (2) 公益財団法人札幌交響楽団

この法人は、交響管弦楽による音楽芸術の普及向上に関し、必要な事業を 行い、もって札幌市及び北海道における文化と教育の振興に寄与することを 目的として、昭和37年に設立されたものである。

札幌市は、この法人が行う札幌交響楽団の運営に係る経費等に対し1億 9,260万円の補助金等を交付している。

# 補助金等の内訳

(単位 円)

名	称	金	額	所 管 部 局
札幌交響楽団運営費補助金		160, 00	00,000	+ D + //. D
低料金コンサート負担金		20, 05	52, 497	市民文化局文化品文化。
文化芸術活動再開支援金		12, 55	56, 730	
合	計	192, 60	9, 227	

### (3) 社会福祉法人愛和福祉会

この法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に 提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつ つ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した生活 を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、昭和51年に設立されたものである。札幌市は、この法人が行う軽費老人ホーム「慈照ハイツ」、特別養護老人ホーム「セボラ・コリーナ」及び市内6保育所の運営に係る経費等に対し1億7,341万円の補助金等を交付している。

# 補助金等の内訳

(単位 円)

名	称	金額	所 管 部 局
軽費老人ホーム事務費補助金	, ,	65, 260, 796	21 H FF 73
介護サービス事業所等感染症対	策費補助金	2, 041, 000	
社会福祉法人等による生計困難者等に対する 係る利用者負担額減額措置事業補助金	介護保険サービスに	1, 824, 000	│ 保 健 福 祉 局 │ │ 高齢保健福祉部
介護保険施設等食材費高騰対策	特別支援金	1, 443, 000	同图 体质油型的
高齢者施設新型コロナウイルス感染	e症検査補助金	300, 000	
障害福祉サービス事業所等食材費高騰	対策特別支援金	888, 000	保健福祉局 障がい保健福祉部
結核健康診断費補助金		24, 913	保健福祉局 保健 所
私立認可保育所等に対する各種	補助金	63, 928, 552	
保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例	事業に係る補助金	10, 567, 083	
障がい児保育事業費補助金		8, 675, 364	
時間外保育促進事業費等補助金	2	7, 576, 925	
認可保育所等における新型コロナウイルス感染	症対策事業費補助金	5, 053, 000	
保育施設等光熱費高騰対策特別	J支援金	3, 100, 000	子ども未来局
食物アレルギー児保育事業費補	助金	1, 560, 000	子育て支援部
保育施設冷房設備補助金		712, 000	
保育施設等給食費高騰対策補助	J金	231, 000	
社会福祉施設整備資金借入利子	·補助金	160, 140	
保育所等特殊健康診断費補助金		55, 198	
実費徴収に係る補足給付事業補	助金	10, 240	
合	計	173, 411, 211	

# (4) 公益財団法人札幌国際プラザ

この法人は、国際都市札幌の実現を目ざし、札幌の有する歴史、文化、風 土その他の地域特性を生かした多様な交流の振興を図るとともに、多文化共 生を推進し、もって地域の発展と世界の平和に寄与することを目的として、 平成3年に設立されたものである。

札幌市は、この法人に対し、出資金総額5億1,900万円のうち4億円(出資 比率77.1%)を出資している。

また、公の施設である札幌留学生交流センターの管理運営をこの法人に行わせており、令和4年度は、この施設の維持管理運営等に要する経費として、1,795万円を支出するとともに、この法人が行う札幌国際プラザの運営に係

る経費等に対し2億8,574万円の補助金等を交付している。

# 補助金等の内訳

(単位 円)

名	称	金	額	所	管 部	局
札幌国際プラザ管理運営費補助金		150, 22	26, 363	4.0	<b>₹</b> ₩	П
国際化推進事業補助金		3, 35	51, 193	総国	務際	局 部
ウクライナ避難民支援事業補助金		8	80,690		INIV	ч
コンベンションビューロー運営費補	前助金	82, 19	90, 057			
コンベンション誘致促進助成金		30, 20	00,000			
ハイブリットコンベンション助成会	仓	17, 6	75, 000		斉観) ・MICE対	
コンベンションシャトルバス助成会	定	1, 2'	74,000	19070	1921	
インセンティブツアー誘致促進サポー	ート補助金	74	46, 480			
合	計	285, 74	43, 783		·	•

### (5) 一般財団法人札幌勤労者職業福祉センター

この法人は、勤労者の雇用と福祉に関する事業を総合的に行い、もって勤労者の雇用の促進と福祉の向上に寄与することを目的として、昭和59年に設立されたものである。

札幌市は、この法人に対し基本財産総額2,000万円のうち1,500万円(出資比率75.0%)を出資しているほか、長期貸付金として、令和5年3月末現在1億2,900万円を貸し付けている。また、この法人が行うプール、ホール及び文化教室等の運営に係る経費等に対し3億4,200万円の補助金等を交付している。

# 補助金等の内訳

				(11)
名	称	金	額	所 管 部 局
文化芸術活動再開支援金		5, 4	46, 064	市民文化局文 化 部
札幌勤労者職業福祉センター改	攻修費補助金	269, 9	95,000	
札幌勤労者職業福祉センター運	<b>運営費補助金</b>	66, 5	62,000	経済観光局産業振興部
札幌勤労者職業福祉センター事	F業費貸付金	129, 0	00,000	<u></u> 定 未 派 典 司
合	計	471, 0	03, 064	

# 2 出資団体監査

# (1) 公益財団法人札幌国際プラザ (所管:総務局国際部)

法人の概要については、1(4)参照

# 令和4年度 事業成績及び財政状態

区分	項	IIII	金額
<u> </u>		A	400, 202
	(うち札幌市からの委託料)	71	(30, 580)
	経常費用	В	403, 179
	経常増減額	C=A-B	$\triangle$ 2, 977
	経常外増減額	D	0
	法 人 税 等	Е	70
事業成績	当期一般正味財産増減額	F=C+D-E	△ 3,047
	一般正味財産期首残高	G	1, 025, 089
	一般正味財産期末残高	H=F+G	1, 022, 041
	当期指定正味財産増減額	Ι	23
	指定正味財産期首残高	J	521, 029
	指定正味財産期末残高	K=I+J	521, 053
	正味財産期末残高	L=H+K	1, 543, 095
	流 動 資 産	M	92, 227
	固 定 資 産	N	1, 531, 705
	資 産 合 計	O=M+N	1, 623, 932
	流動負債	Р	54, 009
財 政 状態	固 定 負 債	Q	26, 828
(令和5年3月31日現在)	負 債 合 計	R=P+Q	80, 837
	指定正味財産	S	521, 053
	一般正味財産	T	1, 022, 041
	正味財産合計	U=S+T	1, 543, 095
	負債及び正味財産合計	V=R+U	1, 623, 932

<sup>(</sup>注)1 本表は、正味財産増減計算書及び貸借対照表により作成している。 なお、千円未満は切捨てしている。

<sup>2</sup> 当事業年度は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までである。

# (2) 公益財団法人札幌市中小企業共済センター(所管:経済観光局産業振興部)

この法人は、札幌市内及びその近隣の中小企業に勤務する勤労者とその事業主等(以下「中小企業勤労者等」という。)に対して総合的な福祉事業を行うことにより、これらの中小企業勤労者等の福祉の増進と中小企業の振興発展に寄与することを目的として、昭和50年に設立されたものである。

札幌市は、この法人に対し基本財産総額5,000万円のうち1,250万円(出 資比率25.0%)を出資している。

# 令和4年度 事業成績及び財政状態

			(半位 17)
区分	項	目	金額
	経 常 収 益	A	6, 050, 318
	経 常 費 用	В	6, 086, 523
	経常増減額	C=A-B	△ 36, 205
	経 常 外 増 減 額	D	△ 79
	法 人 税 等	Е	20
事 类 よ 体	当期一般正味財産増減額	F=C+D-E	△ 36, 305
事業成績	一般正味財産期首残高	G	917, 995
	一般正味財産期末残高	H=F+G	881, 689
	当期指定正味財産増減額	I	0
	指定正味財産期首残高	J	50,000
	指定正味財産期末残高	K=I+J	50,000
	正味財産期末残高	L=H+K	931, 689
	流 動 資 産	M	896, 633
	固 定 資 産	N	50, 737, 946
	資 産 合 計	O=M+N	51, 634, 579
	流動負債	Р	595, 373
財 政 状態	固 定 負 債	Q	50, 107, 516
(令和5年3月31日現在)	負 債 合 計	R=P+Q	50, 702, 890
	指定正味財産	S	50,000
	一般正味財産	T	881, 689
	正味財産合計	U=S+T	931, 689
	負債及び正味財産合計	V=R+U	51, 634, 579

<sup>(</sup>注)1 本表は、正味財産増減計算書及び貸借対照表により作成している。 なお、千円未満は切捨てしている。

<sup>2</sup> 当事業年度は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までである。

# (3) 一般財団法人札幌勤労者職業福祉センター(所管:経済観光局産業振興部) 法人の概要については、1(5)参照

令和4年度 事業成績及び財政状態

区分	項	目	金額
	経 常 収 益	A	941, 356
	経常費用	В	621, 095
	経常増減額	C=A-B	320, 261
	経常外増減額	D	△ 250, 848
	法 人 税 等	Е	22, 390
   事 業 成 績	当期一般正味財産増減額	F=C+D-E	47, 022
一	一般正味財産期首残高	G	66, 610
	一般正味財産期末残高	H=F+G	113, 633
	当期指定正味財産増減額	I	0
	指定正味財産期首残高	J	0
	指定正味財産期末残高	K=I+J	0
	正味財産期末残高	L=H+K	113, 633
	流動資産	M	289, 625
	固 定 資 産	N	77, 183
	資 産 合 計	O=M+N	366, 808
	流動負債	P	112, 224
財 政 状態	固 定 負 債	Q	140, 950
(令和5年3月31日現在)	負 債 合 計	R=P+Q	253, 175
	指定正味財産	S	0
	一般正味財産	T	113, 633
	正味財産合計	U=S+T	113, 633
	負債及び正味財産合計	V=R+U	366, 808

<sup>(</sup>注)1 本表は、正味財産増減計算書及び貸借対照表により作成している。 なお、千円未満は切捨てしている。

<sup>2</sup> 当事業年度は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までである。

# (4) 一般財団法人札幌市環境事業公社(所管:環境局環境事業部)

この法人は、廃棄物の収集運搬及び再資源化等の処理に関する事業並びにこれらに係る調査研究・普及啓発を行うことにより、清潔で快適な都市環境の確保と資源循環型社会の推進を図り、もって地域社会の発展と地球環境の保全に寄与することを目的として、平成2年に設立されたものである。

札幌市は、この法人に対し基本財産総額4,000万円のうち2,000万円(出 資比率50.0%)を出資している。

# 令和4年度 事業成績及び財政状態

区分	項	目	金額
	経 常 収 益	A	7, 550, 260
	(うち札幌市からの委託料)		(1,075,855)
	経 常 費 用	В	7, 264, 482
	経常増減額	C=A-B	285, 778
	経常外増減額	D	△ 26
	法人税等	E	95, 920
事業成績	当期一般正味財産増減額	F=C+D-E	189, 831
	一般正味財産期首残高	G	2, 409, 699
	一般正味財産期末残高	H=F+G	2, 599, 530
	当期指定正味財産増減額	Ι	0
	指定正味財産期首残高	J	30,000
	指定正味財産期末残高	K=I+J	30,000
	正味財産期末残高	L=H+K	2, 629, 530
	流 動 資 産	M	3, 120, 055
	固 定 資 産	N	1, 166, 558
	資 産 合 計	O=M+N	4, 286, 614
	流動負債	P	800, 497
財 政 状態	固定負債	Q	856, 586
(令和5年3月31日現在)	負 債 合 計	R=P+Q	1, 657, 084
	指定正味財産	S	30,000
	一般正味財産	T	2, 599, 530
	正味財産合計	U=S+T	2, 629, 530
	負債及び正味財産合計	V=R+U	4, 286, 614

<sup>(</sup>注)1 本表は、正味財産増減計算書及び貸借対照表により作成している。 なお、千円未満は切捨てしている。

<sup>2</sup> 当事業年度は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までである。

# (5) 株式会社札幌副都心開発公社(所管:都市局市街地整備部)

この法人は、札幌副都心開発に関連する諸施設の建設、管理、賃貸、分譲、媒介および経営などを行うことを目的として、昭和49年に設立されたものである。

札幌市は、この法人に対し基本財産総額8億7,000万円のうち3億円(出 資比率34.5%)を出資している。

第1表 第49期 経営成績及び財政状態

区分	項	目	金額
	経 常 収 益	A	4, 086, 904
	経常費用	В	3, 890, 380
	経 常 損 益	C=A-B	196, 523
	特別 損 益	D	0
∽ ☆ ☆ ★	法 人 税 等	Е	61, 726
経営成績	法人税等調整額	F	14, 518
	当 期 損 益	G=C+D-E-F	120, 278
	前期繰越利益	Н	692, 184
	固定資産圧縮積立金取崩	Ι	509
	繰越利益剰余金	J=G+H+I	812, 972
	流 動 資 産	K	1, 083, 460
	固 定 資 産	L	24, 932, 908
	資 産 合 計	M=K+L	26, 016, 369
	流 動 負 債	N	1, 941, 972
財 政 状態	固 定 負 債	0	11, 482, 414
(令和5年3月31日現在)	負 債 合 計	P=N+0	13, 424, 386
	資 本 金	Q	870, 000
	資本剰余金	R	0
	利 益 剰 余 金	S	3, 338, 165
	その他有価証券評価差額金	T	△ 578
	土地再評価差額金	U	8, 384, 395
	純 資 産 合 計	V=Q+R+S+T+U	12, 591, 982
	負債及び純資産合計	W=P+V	26, 016, 369

<sup>(</sup>注)1 本表は、損益計算書及び貸借対照表により作成している。なお、千円未満は切捨てしている。

<sup>2</sup> 当事業年度は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までである。

# 第2表 株主、所有株式数及び持株比率

(令和5年3月31日現在)

株	主	所有株式数(株)	持株比率(%)
札幌市		600, 000	34. 5
株式会社日本政策投資銀行		340, 000	19. 5
株式会社日本カストディ銀行		160, 000	9. 2
ノースパシフィック株式会社		153, 000	8.8
株式会社北洋銀行		87,000	5. 0
株式会社みずほ銀行		80, 000	4.6
株式会社北海道銀行		80,000	4.6
北海道		60, 000	3. 4
共栄火災海上保険株式会社		37, 200	2. 1
その他8社		142, 800	8.3
合	計	1, 740, 000	100.0

<sup>(</sup>注) 持株比率は、小数点以下第2位を四捨五入している。

# (6) 公益財団法人札幌市防災協会(所管:消防局総務部)

この法人は、市民の防災意識の高揚と防災対応力の向上並びに防災業務 関係者の育成を図り、市民の生命・身体・財産を災害から保護するととも に減災社会を推進し、安全で安心に暮らせる市民生活の確保と社会公共の 福祉の増進に寄与することを目的として、平成6年に設立されたものであ る。

札幌市は、この法人に対し基本財産総額3,000万円のうち750万円(出資 比率25.0%)を出資している。

# 令和4年度 事業成績及び財政状態

				(事位 111)
(5 ち札幌市からの委託料) (82,787)   経常費用 B	区分	項	目	金額
経常費用B       170,889         経常増減額 C=A-B       5,988         経常外増減額 D       9         法人税等 E       836         当期一般正味財産増減額 F=C+D-E       5,161         一般正味財産期首残高 G       34,189         一般正味財産期末残高 H=F+G       39,350         当期指定正味財産期末残高 J       30,000         指定正味財産期末残高 K=I+J       30,000         指定正味財産期末残高 L=H+K       69,350         流動資産 M       55,127         固定資産 內計の=M+N       95,482         流動負債P       16,275         財政状態       負債 Q       9,856         (令和5年3月31日現在)       負債 合計 R=P+Q       26,132         指定正味財産 S       30,000         一般正味財産 T       39,350         正味財産合計 U=S+T       69,350		経 常 収 益	A	176, 878
事業成績       経常増減額       C=A-B       5,988         経常外増減額       D       9         法人税等       E       836         当期一般正味財産増減額       F=C+D-E       5,161         一般正味財産期首残高       G       34,189         一般正味財産期末残高       H=F+G       39,350         当期指定正味財産期首残高       J       30,000         指定正味財産期末残高       K=I+J       30,000         正味財産期末残高       L=H+K       69,350         流動資産       M       55,127         固定資産       N       40,355         資産合計       O=M+N       95,482         流動負債       P       16,275         固定負債       Q       9,856         食合計       R=P+Q       26,132         指定正味財産       S       30,000         非定正味財産       T       39,350         正味財産合計       U=S+T       69,350		(うち札幌市からの委託料)		(82, 787)
事業成績       経常外増減額       D       9         法人税等       E       836         当期一般正味財産増減額       F=C+D-E       5,161         一般正味財産期首残高       G       34,189         一般正味財産期末残高       H=F+G       39,350         当期指定正味財産期末残高       J       30,000         指定正味財産期末残高       K=I+J       30,000         正味財産期末残高       L=H+K       69,350         流動資産       M       55,127         固定資産       N       40,355         資産合計       O=M+N       95,482         流動負債       P       16,275         固定負債       Q       9,856         食育合計       R=P+Q       26,132         指定正味財産       R       39,350         正味財産       T       39,350         正味財産合計       U=S+T       69,350		経 常 費 用	В	170, 889
事業成績       法人税等       E       836         当期一般正味財産増減額       F=C+D-E       5,161         一般正味財産期首残高       G       34,189         一般正味財産期主残高       H=F+G       39,350         当期指定正味財産期産増減額       I       0         指定正味財産期主残高       K=I+J       30,000         正味財産期末残高       L=H+K       69,350         流動資産       M       55,127         固定資産       N       40,355         資産合計       O=M+N       95,482         流動負債       P       16,275         固定負債       Q       9,856         負債合計       R=P+Q       26,132         指定正味財産       S       30,000         一般正味財産       T       39,350         正味財産合計       U=S+T       69,350		経常増減額	C=A-B	5, 988
事業成績       当期一般正味財産増減額       F=C+D-E       5,161         一般正味財産期首残高       G       34,189         一般正味財産期末残高       H=F+G       39,350         当期指定正味財産増減額       I       0         指定正味財産期首残高       J       30,000         指定正味財産期末残高       K=I+J       30,000         正味財産期末残高       L=H+K       69,350         流動資産       M       55,127         固定資産       N       40,355         資産合計       O=M+N       95,482         流動負債       P       16,275         資債       Q       9,856         負債合計       R=P+Q       26,132         指定正味財産       S       30,000         一般正味財産       T       39,350         正味財産合計       U=S+T       69,350		経常外増減額	D	9
一般正味財産期産期首残高 G       34,189         一般正味財産期末残高 H=F+G       39,350         当期指定正味財産期減額 I       0         指定正味財産期首残高 J       30,000         指定正味財産期末残高 K=I+J       30,000         正味財産期末残高 L=H+K       69,350         流 動 資 産 M       55,127         固 定 資 産 N       40,355         資 産 合 計 O=M+N       95,482         流 動 負 債 P       16,275         財 政 状 態 (令和5年3月31日現在)       負 債 合 計 R=P+Q       26,132         指 定 正 味 財 産 S       30,000         一般 正 味 財 産 T       39,350         正 味 財 産 合 計 U=S+T       69,350		法 人 税 等	Е	836
一般正味財産期末残高       H=F+G       39,350         当期指定正味財産期減額       I       0         指定正味財産期首残高       J       30,000         指定正味財産期末残高       K=I+J       30,000         正味財産期末残高       L=H+K       69,350         流動資産       M       55,127         固定資産       N       40,355         資産合計       O=M+N       95,482         流動負債       P       16,275         適定負債       Q       9,856         負債合計       R=P+Q       26,132         指定正味財産       S       30,000         一般正味財産       T       39,350         正味財産合計       U=S+T       69,350	事業成績	当期一般正味財産増減額	F=C+D-E	5, 161
当期指定正味財産増減額       I       0         指定正味財産期首残高       J       30,000         指定正味財産期末残高       K=I+J       30,000         正味財産期末残高       L=H+K       69,350         流動資産       M       55,127         固定資産       N       40,355         資産合計       0=M+N       95,482         流動負債       P       16,275         固定負債       Q       9,856         (令和5年3月31日現在)       負債合計       R=P+Q       26,132         指定正味財産       S       30,000         一般正味財産       T       39,350         正味財産合計       U=S+T       69,350		一般正味財産期首残高	G	34, 189
指定正味財産期首残高 J 30,000 指定正味財産期末残高 K=I+J 30,000 正味 財産期末残高 L=H+K 69,350 流 動 資 産 M 55,127 固 定 資 産 N 40,355 資 産 合 計 0=M+N 95,482 流 動 負 債 P 16,275 固 定 負 債 Q 9,856 負 債 合 計 R=P+Q 26,132 指 定 正 味 財 産 S 30,000 一般 正 味 財 産 T 39,350 正 味 財 産 合 計 U=S+T 69,350		一般正味財産期末残高	H=F+G	39, 350
指定正味財産期末残高 K=I+J 30,000 正味財産期末残高 L=H+K 69,350 流動資産 M 55,127 固定資産 N 40,355 資産合計 0=M+N 95,482 流動負債 P 16,275 固定負債Q 9,856 負債合計 R=P+Q 26,132 指定正味財産 財産 S 30,000 一般正味財産 T 39,350 正味財産合計 U=S+T 69,350		当期指定正味財産増減額	Ι	0
正味財産期末残高 L=H+K       69,350         流動資産 M       55,127         固定資産 N       40,355         資産合計 O=M+N       95,482         流動負債P       16,275         固定負債Q       9,856         (令和5年3月31日現在)       負債合計 R=P+Q       26,132         指定正味財産 S       30,000         一般正味財産 T       39,350         正味財産合計 U=S+T       69,350		指定正味財産期首残高	J	30,000
流動資産 M     55,127       固定資産 N     40,355       資産合計 O=M+N     95,482       流動負債 P     16,275       固定負債 Q     9,856       (令和5年3月31日現在)     負債合計 R=P+Q     26,132       指定正味財産 S     30,000       一般正味財産 T     39,350       正味財産合計 U=S+T     69,350		指定正味財産期末残高	K=I+J	30,000
固定資產       N       40,355         資產       合計       O=M+N       95,482         流動負債       P       16,275         固定負債       Q       9,856         負債       合計       R=P+Q       26,132         指定正味財産       S       30,000         一般正味財産       T       39,350         正味財産合計       U=S+T       69,350		正味財産期末残高	L=H+K	69, 350
資産合計       0=M+N       95,482         流動負債       P       16,275         財政状態       遺産負債       Q       9,856         (令和5年3月31日現在)       賃合計       R=P+Q       26,132         指定正味財産       S       30,000         一般正味財産       T       39,350         正味財産合計       U=S+T       69,350		流 動 資 産	M	55, 127
財政状態       通定負債       P       16,275         財政状態       通定負債       Q       9,856         (令和5年3月31日現在)       負債       合計       R=P+Q       26,132         指定正味財産       S       30,000         一般正味財産       T       39,350         正味財産合計       U=S+T       69,350		固 定 資 産	N	40, 355
財政状態     固定負債Q     9,856       (令和5年3月31日現在)     負債合計R=P+Q     26,132       指定正味財産S     30,000       一般正味財産T     39,350       正味財産合計U=S+T     69,350		資 産 合 計	O=M+N	95, 482
(令和5年3月31日現在)       負債合計R=P+Q       26,132         指定正味財産S       30,000         一般正味財産T       39,350         正味財産合計U=S+T       69,350		流動負債	P	16, 275
指定正味財産S30,000一般正味財産T39,350正味財産合計U=S+T69,350	財 政 状態	固定負債	Q	9, 856
一般正味財産 T       39,350         正味財産合計 U=S+T       69,350	(令和5年3月31日現在)	負 債 合 計	R=P+Q	26, 132
一般正味財産 T       39,350         正味財産合計 U=S+T       69,350		指定正味財産	S	30,000
正 味 財 産 合 計 U=S+T 69,350		一般正味財産	T	39, 350
		正味財産合計	U=S+T	
		負債及び正味財産合計	V=R+U	95, 482

<sup>(</sup>注)1 本表は、正味財産増減計算書及び貸借対照表により作成している。 なお、千円未満は切捨てしている。

<sup>2</sup> 当事業年度は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までである。

# 3 公の施設指定管理者監査

# (1) 公益財団法人札幌国際プラザ

法人の概要については、1(4)参照

# 令和4年度の管理費用等の内容

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所 管 部 局
札幌留学生交流センター	17, 956, 000	40, 706, 955	総務局国際部
合 計	17, 956, 000	40, 706, 955	

<sup>(</sup>注) 指定管理期間は平成30年度から令和4年度までである。